

平成28年度関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 18倶楽部 ・ 90名)

期日：6月6日(月)

場所：箱根カントリー倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	増井 裕子	相模野	吉田 真理	大相模	柿本 啓子	葉山国際		
2	8:09	勝又 紀子	横浜	窪田 和子	中津川	池田 久美子	湘南シーサイド	岡部 華奈子	相模原
3	8:18	伊藤 容子	東名厚木	堀川 裕子	鎌倉	二見 昌美	小田原・松田	杉本 千恵子	東京カントリー
4	8:27	田中 慈子	湘南シーサイド	岸 優子	大秦野	成澤 美保	大厚木	那須 由美子	東名厚木
5	8:36	塩谷 仁美	中津川	長岩 洋子	清川	佐久間 祐子	秦野	落合 麻紀	津久井湖
6	8:45	島路 五百子	横浜	田口 貴美子	相模原	荒木 幸恵	大厚木	川村 美代子	鎌倉
7	8:54	平本 薫	津久井湖	佐藤 彩香	小田原・松田	谷口 千栄子	大相模	今井 信子	箱根
8	9:03	魚谷 政子	相模	平川 春美	相模野	國分 美枝子	湘南シーサイド	森岡 まゆみ	大厚木
9	9:12	七海 麻紀	清川	関根 亜希子	東京カントリー	川畑 いつ子	葉山国際	岩田 淳子	横浜
10	9:21	石井 恵子	大秦野	山本 裕子	鎌倉	神戸 幸子	相模野	熊澤 勢以子	箱根
11	9:30	安藤 ユカリ	秦野	石井 恵子	小田原・松田	四竈 恵美子	葉山国際	為近 有為子	中津川
12	9:39	高松 是子	相模原	三ツ井 京子	相模	清水 美奈子	津久井湖	齋藤 孝子	東名厚木

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
13	8:00	飛鳥井 友理子	清川	小林 みさ子	相模	南雲 真理	箱根		
14	8:10	山本 節子	大秦野	佐久間 みち	秦野	原木 一二三	大厚木	横山 恵子	津久井湖
15	8:20	千葉 妙子	相模野	塩田 美樹子	葉山国際	岡橋 早里	相模	入江 佳子	横浜
16	8:30	山本 慈子	小田原・松田	梨本 玲子	大相模	武藤 京子	相模原	中原 頼子	箱根
17	8:40	川谷 美子	鎌倉	倉田 夕子	東京カントリー	藤田 陽子	相模野	榑原 まり子	清川
18	8:50	島崎 吉枝	葉山国際	渡辺 良子	相模	大島 恵子	中津川	葉山 容子	大秦野
19	9:00	永野 ツタエ	湘南シーサイド	小菅 佐智子	秦野	西村 治美	東名厚木	山元 紀子	東京カントリー
20	9:10	池田 朋代	小田原・松田	大澤 喜代江	大相模	稲葉 美年子	箱根	小林 和子	相模原
21	9:20	栗田 いずみ	秦野	露木 直子	東名厚木	古川 真美	津久井湖	大津 律子	中津川
22	9:30	山口 晴美	大相模	広澤 貞子	鎌倉	桜井 昌子	大秦野	青木 ケイ子	横浜
23	9:40	東 真美	大厚木	鈴木 瑞枝	東京カントリー	黒澤 街子	清川	梶本 美津子	湘南シーサイド

競技委員長 加藤理刈

平成 28 年度 関東女子倶楽部対抗神奈川会場予選競技

開催日 : 6月6日(月)

開催コース : 箱根カントリー倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

4. 動かさない障害物(規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)

5. コースと不可分の部分

ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。

6. 防球ネット

防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置する時は、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	345	110	340	360	472	160	270	450	350	2857
Par	4	3	4	4	5	3	4	5	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
165	320	430	295	125	425	330	415	351	2856	5713
3	4	5	4	3	5	4	5	4	37	73

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	:	} 本部よりキャディーのトランシーバーを通じてプレーヤーに連絡する。
険悪な気象状況による即時中断:	:	
プレーの再開	:	

6. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

7. 移動

『付属規則 I(B)8 移動』を適用する(ゴルフ規則 183 ページ参照)。ただし、キャディーには適用しない。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1倶楽部5コイン(125球)を限度とする。

競技委員長 加藤理刈